

東京国立近代美術館本館及び
工芸館の管理・運営業務

落札者決定基準書

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館

目次

| | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 落札者決定基準書の位置付け | 1 |
| 2 | 事業者選定の概要 | 1 |
| | (1) 事業者選定の方式 | 1 |
| | (2) 審査及び落札者決定の手順..... | 1 |
| | (3) 官民競争入札等評価委員会 | 3 |
| 3 | 提案審査..... | 3 |
| | (1) 第一次審査の方法 | 3 |
| | (2) 第二次審査の方法 | 3 |
| 4 | 落札者の決定..... | 6 |

1 落札者決定基準書の位置付け

本落札者決定基準書（以下「本書」という。）は、独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館（以下「美術館」という。）が「東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務」（以下「本件業務」という。）を実施する民間事業者を選定するための方法、手順、評価項目、評価基準等を示したものである。本書は、入札に参加しようとする者に交付する実施要項と一体のものである。

2 事業者選定の概要

（1）事業者選定の方式

本事業を実施する民間事業者には、本件施設の維持管理、運営等の広範かつ専門的な知識や能力が求められる。従って、民間事業者の選定に当たっては、提案内容及び入札価格の審査（以下「提案審査」という。）によって落札者を決定する総合評価落札方式を採用する。

（2）審査及び落札者決定の手順

入札公告から落札者決定までのフローは、図1に示すとおりである。落札者決定のための審査は、大きく競争参加希望者の入札参加資格の有無を確認する第一次審査（資格審査）と入札参加者の提案内容等を審査する第二次審査からなる。

第一次審査では、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認する。第一次審査において入札参加資格が認められた者は、第二次審査に進むことができる。

第二次審査では、はじめに基礎審査を行う。基礎項目の充足が確認された者については、引き続き、入札価格審査、加点項目審査、及び両者を併せた総合審査を行う。

美術館は、総合審査の結果、最も高い評価を受けた者を落札者として決定する。

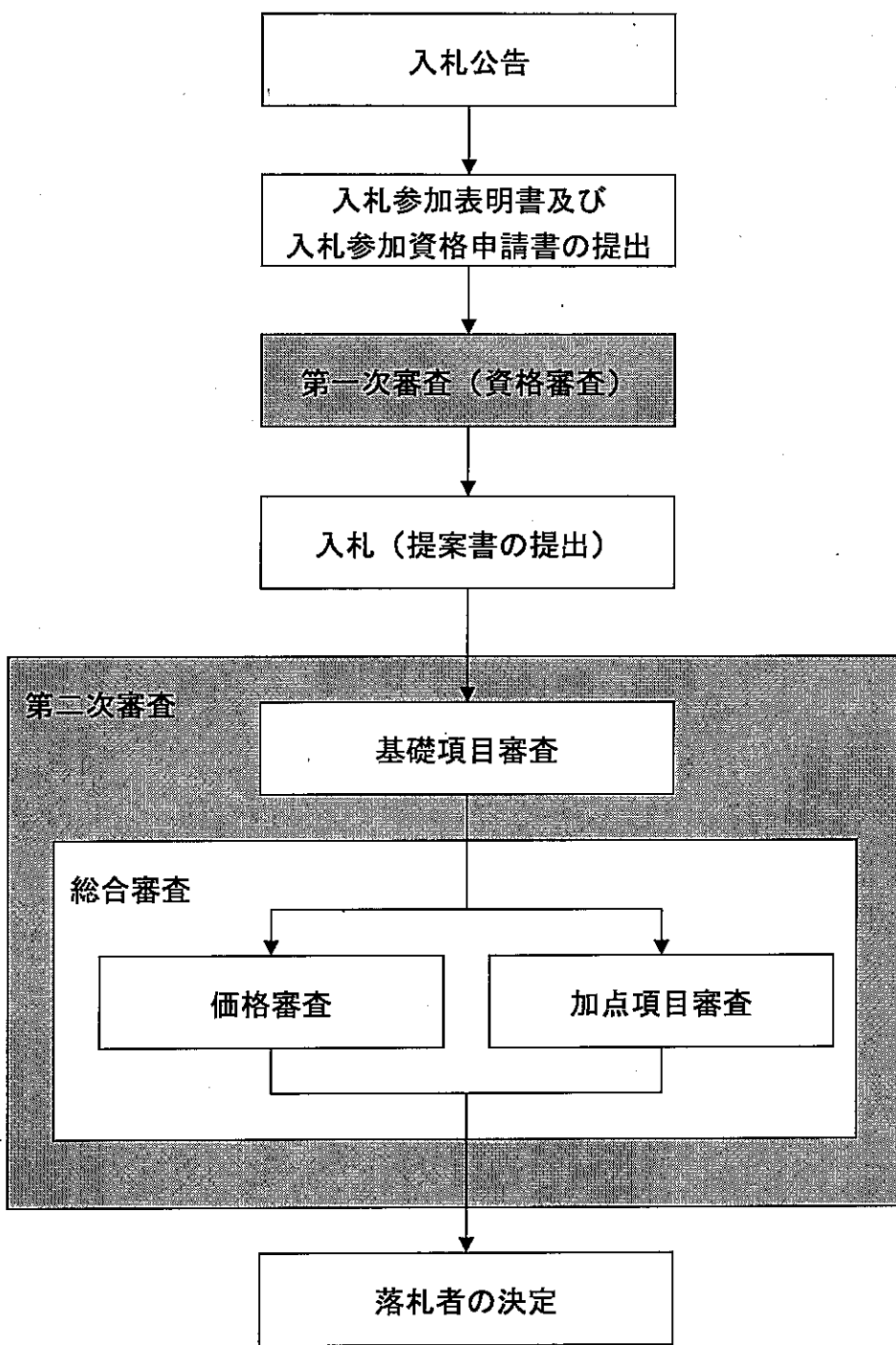


図1 審査から落札者決定までのフロー

(3) 官民競争入札等評価委員会

美術館は、総合評価一般競争入札を実施するにあたり、美術館運営に関する有識者、会計の専門家及び建築並びに設備の専門家からなる委員から構成される「官民競争入札等評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。評価委員会は、第一次審査と、第二次審査のうち基礎項目審査と加点項目審査を行う。

3 提案審査

(1) 第一次審査の方法

第一次審査は、第二次審査のための提案を行う入札参加者として、適正な資格を有するかを審査するものである。入札参加資格確認については、次のとおり実施する。

- ① 本事業への入札参加希望者は、入札説明書に掲げる入札参加資格確認を受けるため、入札参加表明書等を美術館へ提出する。
 - ② 美術館は、提出された入札参加表明書等に基づき入札参加資格の有無を確認する。
 - ③ 美術館は、入札参加資格(暴力団に関するものを除く。)の確認を受けた者に対して、確認結果を通知する。
 - ④ 入札参加資格(暴力団に関するものを除く。)が確認された者は、提案書を美術館へ提出する。
 - ⑤ 入札参加資格中、暴力団に関するものを満たしていないことが確認された者に対しては、第二次審査の前にその旨通知する。
- なお、入札参加資格要件は、実施要項に示すとおりである。

(2) 第二次審査の方法

① 基礎項目審査

基礎項目審査においては、仕様書等に基づき、入札参加者が提出した提案書の各様式に記載された内容が、基礎項目を満たしているか否かを評価委員会において審査する。具体的な基礎項目は、次のとおりである。

- (ア) 美術館が要求した提出書類がすべて具備されているか。
- (イ) 美術館が要求した提案項目についてすべて提案が行われているか。
- (ウ) 提案内容が、仕様書に示した項目や要求水準を満たしているか。
- (エ) その他、美術館が業務を委託する上で重大な支障や疑義が存在しないか。

当該要件について、全ての基礎項目を充足した提案については、基礎点として50点を付与する。また、引き続き、価格審査及び加点項目審査を行う。なお、基礎項目を満たしていない場合は、その入札参加者は欠格とする。

② 価格審査及び加点項目審査

美術館は、入札参加者が入札書に記載した入札価格が美術館の設定する予定価格の範囲内であることを確認する。なお、基礎項目を満たしている全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

加点項目審査は、基礎項目審査を通過した者の提案内容について評価委員会において審査する。評価委員会は、各加点項目に対して優れた提案が行われている場合に加点を付与する。加点項目審査の満点は100点とし、評価委員会の合議により各提案の加点を付与するものとする。加点項目審査における加点項目及び配点は、表1に示すとおりである。

表1 加点項目審査の加点項目と配点

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 評価の基本的視点 | 配点 |
|------------|-----------|-------------------------|---|-----|
| 全体計画 | | | | 45 |
| | 業務実施方針 | 本業務に対する理解 | 本業務の背景、内容、留意点に関する理解度 | 2 |
| | | 本業務の実施方針 | 本業務の実施方針の適切性及び妥当性 | 3 |
| | 業務実施体制 | 実施体制 | 本業務の実施体制の適切性及び妥当性 | 5 |
| | | 役割・責任分担 | 各業務の役割・責任分担の具体性及び妥当性 | 5 |
| | 主要リスクへの対応 | 作品・所蔵品の管理 | 作品や所蔵品の適切かつ安全な管理に関する理解及び提案の具体性及び適切性 | 10 |
| | | 安定性・継続性の確保 | 事業を安定的、継続的に実施していくための対策の具体性及び適切性 | 10 |
| | サービスの質の確保 | サービスの質の確保 | 美術館が求めるサービス水準確保に関する提案の具体性(モニタリングを含む。) | 5 |
| | | 研修・教育 | 従事スタッフの研修・教育の具体性及び妥当性 | 5 |
| 個別業務計画 | | | | 45 |
| 統括管理業務 | | 基本方針 | 統括管理業務の内容及び実施方法の適切性及び妥当性 | 9 |
| | | 指揮命令系統 | 指揮命令系統及び各業務担当のコミュニケーション方法の具体性及び適切性 | 4 |
| | | 美術館とのコミュニケーション(通常時・緊急時) | 美術館とのコミュニケーション(連絡・報告・相談等)の具体性及び適切性 | 4 |
| 建築設備維持管理業務 | | 維持管理計画の基本方針 | 維持管理業務の実実施計画及び実施方法についての具体性及び適切性 | 4 |
| | | 維持管理コスト縮減等 | 光熱水費の低減や、環境負荷軽減に関する提案の具体性及び適切性 | 4 |
| 運営支援業務 | | 運営支援業務の基本方針 | 観覧者サービスの向上を念頭においた提案の具体性及び適切性 | 4 |
| | | 美術館職員及びその他の業務受託者との連携 | 美術館職員及びその他の業務受託者との連携にかかる提案の具体性及び適切性 | 4 |
| | | セキュリティ | 施設セキュリティや危機管理等に対する考え方の具体性及び適切性 | 4 |
| 警備業務 | | 警備業務の基本方針 | 警備業務の実実施計画、実施方法及び施設セキュリティや危機管理等に対する考え方についての具体性及び適切性 | 4 |
| | | 美術館職員及びその他の業務受託者との連携 | 美術館職員及びその他の業務受託者との連携にかかる提案の具体性及び適切性 | 4 |
| 業務実績 | | | 受託件数、実績(期間、施設規模等)、本業務との類似性等を踏まえ、「優」、「良」、「可」の3段階で評価する。 | 10 |
| 合計 | | | | 100 |

※審査の着目点

「具体性」については、提案内容に関して十分な検討熟度や実現可能性が認められるかを評価する。

「適切性」については、美術館の要求事項について十分な理解、対策が考えられているかを評価する。

「妥当性」については、応募者の提案事項について、十分な合理性や説得性が認められるかを評価する。

加点は、各加点項目について、原則として次の3段階評価に基づいて行う。

| 評価基準 | | 評価係数 |
|------|---|---------|
| 優 | 全体的に優れた提案内容となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。 | 配点×1.00 |
| 良 | 一定の配慮や工夫がなされており評価できるが、特に優れた提案はなされていない。 | 配点×0.50 |
| 可 | 特に評価すべき配慮や工夫は見られない。 | 配点×0.00 |

なお、3段階で評価できない場合には、5段階評価を行うことができるものとする。その場合は、優と良の間及び良と可の間に新たに評価基準（前者の評価係数は「配点×0.75」、後者の評価係数は「配点×0.25」とする。）を設けるものとする。

③ 総合審査

総合審査では、各入札参加者の総合評価値を確定させる。総合評価値は、基礎項目審査の結果得られた点数（以下「基礎点」という。）と加点項目審査の結果得られた点数（以下「加点」という。）の合計値を入札価格で除した値とする。

$$\text{総合評価値} = (\text{基礎点} + \text{加点}) / \text{入札価格}$$

4 落札者の決定

- (1) 美術館は、総合評価値が最も高い提案を提出した者を落札者として決定する。
- (2) 当該落札者の入札価格が予定価格の2分の1を下回った場合に、「独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則」第25条から27条の規定に基づき、美術館が必要な調査を行う。
 - ・独立行政法人国立美術館契約事務取扱細則
<http://www.artmuseums.go.jp/04/04050054-55.pdf>
- (3) 最も高い総合評価値を得た者が複数ある場合には、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 入札不調となった場合には、入札予定価格の変更、資格基準の変更、仕様書の変更等を行い、再度公告入札を行う予定である。